

平成 28 年度事務事業評価表 (一般用)

事務事業名		100122 勤労者住宅補修資金利子補給事業		担当部課	100100 2998-9157			
事業コード		100122		産業振興課				
開始年度		平成 6 年度		終了年度	平成 年度			
事業の種別		自治事務 法定受託事務 法定受託 + 附加		根拠法令				
分野別計画・指針				所沢市勤労者住宅補修資金貸付規則、所沢市勤労者等融資制度資金利子補給金交付要綱、所沢市三世代同居勤労者住宅補修資金利子補給金交付要綱				
関連・類似事業								
総合計画の体系		章 産業・経済	節 労働・雇用環境	基本方針	勤労者福祉の向上			
事業開始の背景		勤労者の住宅補修資金貸付制度は、人口の急増に伴い、勤労者の持家取得の面が立ち遅れていることに対応して導入された事業であるが、近年は持家取得等の有担保貸付が激減してきたため、リフォーム貸付け等に対応した無担保貸付に特化して事業を行うこととなった。平成27年度より、三世代同居を推進するため、勤労者世帯が三世代同居をするための住宅補修資金の貸付に係る利子補給率については、従来の勤労者住宅補修資金利子補給と合わせて上乘せを行う。						
目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)								
勤労者の住宅補修に係る負担を軽減し、勤労者福祉の向上に資する。								
対象(誰を、何を対象としているのか)								
市内在住勤労者(市統計書:労働力状態・20~64歳の「主に仕事」をしている人口 H22.10.1)		対象数	単位	平成 26 年度	118,433 人			
				平成 27 年度	118,433 人			
事業の具体的な内容及び実施方法								
<ol style="list-style-type: none"> 貸付けを希望する利用者が市に申請する。 市は資格要件等の審査を行い、利用適格者と判断した場合には利用資格決定の通知をする。 利用適格者は指定金融機関(中央労働金庫所沢支店)に貸付けの申し込みをする。 指定金融機関は、速やかに償還能力等の審査を行い、貸付の可否を決定する。 市は、半期ごとに、貸付残高に利子補給率(利用者の金利負担軽減分)を乗じ、指定金融機関に利子補給金を交付する。 三世代同居のための貸付の場合、市は年に1回、利用者に対し上乘せ分の利子補給金を交付する(貸付開始から3年間)。 								
経費								
会計種別		一般会計		平成 26 年度 (千円)	平成 27 年度 (千円)	平成 28 年度 (千円)		
予算現額				1,251	1,093	934		
決算(見込み含む)				920	754			
(非常勤特別職員) (臨時的任用職員)		(0.00 人)	(0.00 人)	(0.00 人)	(0.00 人)	「財源内訳」について平成28年度のみ、当初予算の内訳となっています。		
正規職員人件費		0.17 人	1,483	0.13 人	1,126			
事業費合計				2,403	1,880			
財源内訳		一般財源		2,403	1,880	934		
		国・県支出金						
		その他()						
実績								
項目名		項目説明		単位	H 26	H 27	H28見込み	将来目標
活動実績		新規貸付実行額		万円	275(-)	500(0)	3,188(1,340)	3,000(1,500)
		新規利用者数		人	3(-)	3(0)	11(3)	10(3)
		年度末貸付者数		人	61(-)	58(0)	60(3)	63(15)
成果								
項目名		項目説明		単位	H 26	H 27	H28目標値	将来目標
成果指標		利子補給額		万円	目標値 120	109	94	100
		当事業利用者の金利負担軽減分			実績 92	76	<input checked="" type="checkbox"/> 実績拡大図る <input type="checkbox"/> 実績縮小図る	
目標達成状況		どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています		%	達成率 77	70	どちらかをチェックしてください	
改善点								
(1)平成27年度中に改善した点(改善内容・その結果について記載してください)			(2)平成27年度成果指標の目標値が未達成の理由・分析					
三世代同居世帯への利子補給を上乘せするため要綱の改正を行った。			利用者の償還が進み利子補給額が減少したためと、新規利用申込はあったものの指定金融機関における審査において不適合となり、貸付実行されなかった申込があるため。					
評価								
評価		事業実施方法(複数選択可)		理由				
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了		<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他		勤労者の福祉の増進、市内定住を促し、子育て支援の一環である三世代同居を促進するために必要な事業であり、周知方法を工夫しながら利用促進を進めていくことが必要と考える。				
方向後の		次年度予算		理由				
		<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持		償還が進み、継続分の利子補給額は減少する見込みであるが、今後は三世代同居世帯への利用の周知をはかることで、新規利用者の拡大を図っていく。				
備								
(1)平成28年度に取り組んでいる状況			(2)今後の方向性					
引き続き、制度の周知を図り新規利用者数を増やすよう努めている。「三世代同居等リフォーム補助金」とともにパンフレットを作成し、市内の公共施設だけでなく、施工事業所等にも配布している。			三世代以上の世帯が同居するための住宅改修については、「三世代同居等リフォーム資金補助事業」も開始しており、現在居住している世帯の住環境の向上とともに、三世代同居等を契機とする市外からの転入促進という効果についても注視していきたい。					
評価日		H28.8.19		評価者職氏名				
				産業振興課長 青木 邦雄				
環境影響		有益な環境影響		有害な環境影響を及ぼす原因活動				
				申請書・報告書等の作成				
				規制を受ける環境法令等				
				緊急事態				
				無				
				無				